

## 「ナノマテリアルの安全対策に関する検討会」開催要綱

## 1. 目的

ナノマテリアルの応用が進展する一方で、ヒト健康への影響については未解明であることから、安全性の評価手法や安全対策のあり方等について検討を行う。

## 2. 検討課題

- (1) ナノマテリアルの安全性の評価手法やヒト健康への影響について
- (2) 今後の安全対策のあり方について
- (3) その他

## 3. 委員等

- (1) 検討会は、検討事項に関連する分野の専門家及び消費者側の代表者等により構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会は、必要に応じて、委員以外の専門家から意見を聴くことができる。

## 4. 運営

- (1) 検討会は、厚生労働省医薬食品局長が委員の参集を求め開催する。
- (2) 検討会は、知的財産権等に係る事項を除き原則公開するとともに、議事録を作成し、委員の了解を得た上で公表する。
- (3) その他、必要な事項は、座長が検討会の了承を得てその取扱いを定める。

## 5. 庶務

検討会の庶務は、化学物質安全対策室が関係課室の協力を得て行う。